



給食費等についての大切なお知らせ

学校給食費の公会計化に伴い、口座振替手続きをお願いします。

千葉市では平成30年4月から、学校給食費を千葉市の歳入歳出予算に計上し管理する「公会計」方式に移行します。

現在、学校給食費は各学校が保護者口座から引き落とししておりますが、平成30年度から、千葉市が保護者口座から引き落としを行うため、新たに口座振替の手続きをお願いします。

また、教材費等の学校徴収金についても、給食費と併せて口座振替で徴収させていただきます。



「千葉市学校給食費等口座振替依頼書」を金融機関へご提出ください。

一度手続きを行うと、中学校卒業まで市立学校への進学・転校の際の手続きは必要ありません。そのため、保護者の皆さまの利便性を図れることから、口座振替をご利用ください。口座振替に係る手数料は千葉市が負担しますので、保護者負担はありません。

1 口座振替は市内23の取扱金融機関で行うことができます。

口座振替には、下記の金融機関各本支店の口座を利用できます。

千葉市学校給食費等口座振替依頼書（以下「口座振替依頼書」といいます。）に必要事項を記入し、口座を設けている金融機関に直接お申し込みください。

ご家庭の給与振込口座など、日常お使いの口座をご指定いただけます。

【取扱金融機関】

普通銀行			信託銀行	信用金庫	その他	
千葉銀行	京葉銀行	千葉興業銀行	三菱UFJ 信託銀行	千葉信用金庫	千葉みらい農業協同組合	中央労働金庫
みずほ銀行	三菱東京UFJ銀行	三井住友銀行	みずほ信託銀行	銚子信用金庫	商工組合中央金庫	横浜幸銀信用組合
りそな銀行	埼玉りそな銀行	常陽銀行	三井住友信託銀行	佐原信用金庫	ハナ信用組合	ゆうちょ銀行 (郵便局)
東京スター銀行	あおぞら銀行					



どこの口座から引落をお願いしようかしら？



うっかり入金を忘れて口座振替ができなかった…。そんな事態にならないために、普段お使いの口座をお勧めします。現在の学校指定金融機関でなくても、大丈夫です。

2 口座振替のお手続き方法について

口座振替依頼書（4枚複写）に必要事項をご記入いただき、お手続きをお願いします。
記入の際は、ボールペン（消せるボールペンは不可）で強めに記入してください。
ゆうちょ銀行以外の金融機関とゆうちょ銀行とでは、手続きが異なりますので、ご注意ください。

ゆうちょ銀行 <u>以外</u> の金融機関の場合	ゆうちょ銀行の場合
① 口座振替依頼書に記入し、指定する口座の取扱金融機関に提出します。	① 口座振替依頼書に記入後、4枚目の学校提出用（学校控）を切り離し、上3枚のみをゆうちょ銀行に提出します。
② お客様控と学校提出用（学校控）が返却されます。	② お客様控が返却されます。
③ 学校提出用（学校控）を学校へ提出してください。	③ 学校提出用（学校控）を学校へ提出してください。もし、お客様控に訂正等がありましたら、学校提出用にも転記し、提出してください。

3 期限までのお手続きをお願いします

口座振替依頼書を金融機関の窓口にご提出いただいたあと、学校提出用（4枚目）を下記の期日までに各学校へご提出ください。

提出期限 平成29年10月20日（金）

4 口座振替日（納期限）は年10回です

平成30年度からの口座振替日（納期限）は、下表のとおり年10回の予定です。口座振替日（25日）に残高不足等により振替不能の場合は、翌月15日に再振替を行います。

*口座振替日が、土・日・祝日等の場合は、金融機関の翌営業日になります。

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
口座振替日	6月25日	7月25日	8月25日	10月25日	11月25日
内訳	4・5月食数分	6月食数分	7月食数分	8・9月食数分	10月食数分
期別	第6期	第7期	第8期	第9期	第10期
口座振替日	12月25日	1月25日	2月25日	3月25日	4月25日
内訳	11月食数分	12月食数分	1月食数分	2月食数分	3月食数分

- ・一回当たりの口座振替額は、学校給食費と学校徴収金の合計額です。
- ・学校給食費は1ヶ月を基本として、1食当たりの額×喫食数を年10回で徴収します。
- ・学校徴収金は学年・学級費（共同購入費）、校外活動費などで、月によって額が異なります。
- ・年間の合計額や1回ごとの振替額は、6月頃に学校からお知らせします。
- ・振替手数料は市が負担します。

5 学校給食費の額について

保護者の皆様には食材の実費相当分を学校給食費としてご負担いただきます。
ご負担いただく1食当たりの給食費は現在と変更ありません。

学校区分	学年区分	1食当たりの給食費	1ヶ月分の給食費の目安 (喫食数20回として)
小学校	1年生～3年生	255円	5,100円
	4年生～6年生	273円	5,460円
特別支援学校	小学部1年生～3年生	288円	5,760円
	小学部4年生～6年生	298円	5,960円
	中学部	349円	6,980円
	高等部		
中学校	290円	5,800円	
高等特別支援学校			

6 学校徴収金の額について

学校徴収金の額は、各学校・各学年により異なります。各学校において、学級費や副教材費、校外学習等にかかる経費として必要な金額を徴収いたします。

7 転出や私立学校等へ進学を予定されている方は・・・

平成30年度に、千葉市立小・中・特別支援学校以外に入学や進学、転校を予定している場合は、手続きは必要ありません。ただし、進学等の予定が変更となり、千葉市立小・中・特別支援学校へ通学することになった場合は、速やかに手続きを行ってください。なお、口座振替依頼書の学校提出用（学校控）は現在の在籍校に提出してください。

手続き方法や期日、金額等は、規則制定、改正等により変更となる場合がございますので、その際は別途お知らせします。また、市のホームページにも掲載する予定です。

お問い合わせ先

お子さんが通う学校、または千葉市教育委員会

保健体育課（口座振替・学校給食費関係）

電話 043-245-5909

メール kyushoku-kokaikei@city.chiba.lg.jp

学事課（学校徴収金関係）

電話 043-245-5928

メール gakuji.EDS@city.chiba.lg.jp



学校給食費の公会計化等に関するQ&A

Q 1 現在も口座振替で支払っていますが、新たに手続きをする必要がありますか？

A 1 千葉市が口座振替をするため、全ての保護者が、金融機関に新たに「千葉市学校給食費等口座振替依頼書」を提出することになります。

Q 2 子どもが2人以上いるときは？

A 2 お子様ごとに口座振替の手続きが必要です。なお、平成30年度に小学校入学予定のお子様がいる方は、就学時健康診断のご案内と同時にお知らせ等をお配りする予定ですので、届き次第、手続きをお願いします。

Q 3 口座振替依頼書を提出しないとどうなりますか？

A 3 学校を通して配付する「納付書（給食費分）」と「振込依頼書（学校徴収金分）」により、金融機関窓口又はATMでお支払いください。

※以下の手数料を負担いただくこととなります。

「納付書（給食費分）」・・・振込手数料はかかりません。

「振込依頼書（学校徴収金分）」・・・振込手数料をご負担いただく必要があります。

Q 4 残高不足等により、口座振替ができなかったらどうするのですか？

A 4 再振替日に振替不能の場合は、学校を通して督促状を送付しますので、金融機関窓口又はATMでお支払いいただきます。次の振替日に未払額を合計して振替えることはできませんので、ご注意ください。

Q 5 学校に現金で給食費を支払ってもいいですか？

A 5 学校には直接支払えなくなりますので、ご理解ください。



Q 6 滞納した場合はどうなりますか？

A 6 振替できなかった場合、学校を通して督促状を送付します。それでもお支払いいただけない場合や、市からの連絡にに応じていただけない場合は、市が裁判所に支払督促等の申し立てを行うなど、法的措置を含めて、厳正に対処させていただきます。また、滞納が長期に渡ると、本来なら払う必要のない遅延損害金もご負担いただく場合もあります。

Q 7 生活保護（または就学援助）により給食費の免除を受けています。口座振替の手続きは必要ですか？

A 7 給食費以外の学校徴収金は口座振替になりますので、必ず手続きをお願いします。

Q 8 納付書はコンビニエンスストアで支払いできますか？

A 8 お支払いできません。コンビニエンスストアでの納付ができる公金の種類は、地方自治法等で定められています。学校給食費についてはこの公金に該当しないため、納付はできません。